平成３０年（フ）第３２４号
福岡県糟屋郡志免町志免東２丁目１番21号
債務者　野瀬トモ子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３３０号
福岡県宗像市東郷６丁目８番13―102号
債務者　楢崎　由香
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３３７号
福岡県太宰府市水城３丁目23番１号　水城ハイツ201号
債務者　中村　幸美（旧姓秋重）
1　決定年月日時　平成30年３月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３８７号
茨城県水戸市百合が丘町９番地の22、住民票上の住所茨城県水戸市末広町１丁目５番９―1501号　D’クラディア水戸末広町
債務者　渡邊　佳子
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１５号
茨城県水戸市吉沢町665番地の２　ファミールハイツ105号
債務者　荻津　五郎
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第２５号
茨城県常陸大宮市小場1293番地の１
債務者　小舩　恭子
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第３４号
茨城県水戸市若宮１丁目７番24棟201号　県営若宮アパート
債務者　髙柳　　望
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第２６号
山梨県笛吹市一宮町狐新居631番地２
債務者　望月　松江
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４８号
山梨県甲府市古府中町1428番地５、前住所山梨県甲府市七沢町106番地１
債務者　芦沢　修次
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６４号
岐阜市長良校文町16番地　（コーポ笠原506号室）
債務者　若松　佳苗（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第６０号
京都市右京区鳴滝松本町28番地23
債務者　山下　幸恵
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１６３号
京都市南区東九条松田町14番地６　メゾンド十条202号室、前住所京都府亀岡市大井町かすみケ丘９番11号　サンリーベＪｒ並河205号
債務者　古川　賴仁
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１９３号
京都市東山区本町10丁目159番地３　Ｉ’ｅｓｔ10　201
債務者　木村　陽介
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第７７号
兵庫県加古川市野口町長砂734番地の１　タウンリバティー105号
債務者　髙橋　初美
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第８２号
兵庫県加古川市野口町水足523番地の１　大西荘203号
債務者　藤井　虎久
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１００号
広島県尾道市瀬戸田町沢59番地１　エステートしまなみＡ
債務者　阪本菜穂美
1　決定年月日時　平成30年３月16日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
広島地方裁判所尾道支部